

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 83):  
レベル3及び2の行動制限

令和3年2月15日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 現在、オークランドは警戒レベル3、その他の地域はレベル2となっています。
- レベル3では、可能な限り自宅に留まり、不可欠な場合を除きリモートワーク(子供は自宅学習)とすることが求められます。集会は10人以下の結婚式・葬式のみが認められます。レベル2では、通勤・通学は可能ですが、集会は100人以下に制限されます。
- レベル3・2共に、公共交通機関におけるフェイスカバーの着用が義務となります。
- オークランドへの出入りは厳しく制限されており、場合によっては事前にオンラインで許可申請が必要となります。NZを出国する(日本に帰国する等)目的であれば、この許可申請は不要です。
- フライトは変更の可能性がありますので、航空会社のサイトを確認するようにしましょう。
- いずれのレベル下においても、体調不良時は自宅に留まり、症状がある場合は医師やヘルプライン(0800 358 5453)に電話して検査を受けましょう。

【本文】

2月14日(日)の23時59分から、COVID-19 警戒レベルが、オークランドではレベル3、その他の地域ではレベル2に引き上げられました。各レベル下における行動制限等は、以下のとおりです。

1 地域間の移動制限

(1)レベル3地域(オークランド)への出入りは、原則禁止されています。但し、NZを出国する目的であれば、オークランドに入ることができます。NZ入国後、隔離を経て、オークランド以外の地域に帰宅するために移動することも可能です。なお、オークランドに出入りする場合は、必ず国際線航空券等の証拠書類を手元に用意してください。

その他、オークランドへの出入りが認められる例については、下記リンクをご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/regional-travel/travelling-into-out-of-or-through-auckland/>

上記サイトに記載されているもの以外の理由で、オークランドに出入りする必要がある方は、事前にNZ政府に許可申請を行う必要があります。詳しくは下記リンクをご参照ください。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/regional-travel/>

(2)レベル2の地域(オークランド以外の地域)については、地域間の移動は可能です(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/regional-travel/>

2 出入国関係

現在のところ、NZの入国制限に変更はありません。出国のための国内移動は、上記のとおり

引き続き可能です。

### 3 「レベル3」の行動制限

#### ●日常生活

拡散のリスクを避けるため、可能な限り自宅に留まる。不可欠な場合を除きリモートワークが求められ、子供も可能な限り自宅学習とする。

#### ●公衆衛生措置

外出時は、ソーシャルディスタンスを保つ(スーパーマーケット等の公共の場所では2メートル、職場や学校のような環境下では1メートル)。公共交通機関では、フェイスカバー(マスク等)の着用が必須。それ以外の場所でも着用が強く推奨される。

#### ●外出

通勤や通学、買い物、運動等のために居住地の範囲内で外出することが認められる。公共交通機関の利用は、通勤や同バブル内の知人の訪問、許可された集会に参加する場合等に限る(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/local-travel/>

#### ●集会

結婚式や葬儀、タンギハンガ(マオリ式の葬儀)で、10人以下のものに限る。

#### ●公共施設

公共施設(図書館、博物館、映画館、フードコート、ジム、プール、公園、市場等)は閉鎖する。

#### ●域内移動

レベル3下で認められた行動のための最低限の移動のみ可能だが、風邪やインフルエンザ、COVID-19の症状がある場合や検査結果待ちの場合は不可(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/local-travel/>

#### ●運動・レクリエーション

居住地でリスクの少ないレクリエーション活動は認められる(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/health-and-wellbeing/exercising-safely/>

#### ●職場・事業

可能な限り在宅勤務が推奨され、顧客と物理的に接触する業種は営業不可。

#### ●教育

可能な限り自宅学習が推奨される。10歳以下の児童を対象とする学校等は、適切な公衆衛生対策が講じられていれば開校することができる。11歳から13歳までの児童は自宅学習となる。プレイセンターやプレイグループは閉鎖される(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/everyday-life/parents-caregivers-and-whanau/education/>

### 4 「レベル2」の行動制限

#### ●日常生活

通勤・通学は可能。

#### ●公衆衛生措置

ソーシャルディスタンスを遵守する(スーパーマーケット等の公共の場所では2メートル、職場やカフェ、レストラン、ジム等では1メートル)。公共交通機関では、フェイスカバーの着用が必須。

#### ●域内移動

通勤・通学、外出は可能であるが、風邪やインフルエンザ、COVID-19の症状がある場合や検

査結果待ちの場合は不可(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/travel-and-the-border/travel-within-new-zealand/local-travel/>

●集会

100人以下に制限される(結婚式、誕生日祝賀、葬儀、タンギハンガを含む)。

●運動・レクリエーション

普段の運動やレクリエーション等は、安全に行われる限り認められる。

●職場・事業

営業は認められるが、ソーシャルディスタンスの保持や(接触歴の)記録等、公衆衛生上の規則に従わなければならない。

●教育

学校は開校できるが、学校等で COVID-19 の症例が確認された場合は一定の制限がかかる(詳細は下記リンク)。

<https://covid19.govt.nz/everyday-life/parents-caregivers-and-whanau/education/>

その他、各レベルの詳細は下記リンクをご参照ください。なお、いずれのレベル下においても、体調不良時は自宅に留まり、症状がある場合は、医師やヘルスライン(0800 358 5453)に電話して検査を受けましょう(検査は無料)。

【レベル3の詳細】

<https://covid19.govt.nz/alert-system/alert-level-3/>

【レベル2の詳細】

<https://covid19.govt.nz/alert-system/alert-level-2/>

## 5 フライトの確認

NZ航空は、フライトの変更の可能性があると、下記の同社サイトより確認するよう呼び掛けています。また、チェックインや保安検査手続きは、通常よりも時間を要すると考えられるため、余裕を持って行うことをお勧めします。

〈NZ航空サイト〉

<https://www.airnewzealand.co.nz/arrivals-and-departures>

\* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。緊急事態時には、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

〈在オークランド日本国総領事館〉

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19\\_j.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

〈在ニュージーランド日本国大使館〉

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)